

今月の テーマ

緊急テーマ 「火災保険のチェックと防災」

先月号で、元のテーマ「金融リテラシー」に戻ることを告知していたが、またまた脱線することとなってしまった。

今回の緊急テーマは、「火災保険のチェックと防災」を取り上げることとした。それというのも、1月7・8日に渡っての暴風雪は、台風並みの風と、大雪と、低温が重なり、秋田市内に大規模な停電をもたらし、住宅の屋根や外壁への直接的な被害に止まらず、長引いた停電の結果として給湯器が凍結し破損するという大きな被害にもつながったからである。当初、私はそのまま「金融リテラシー」で準備をしていたのだが、うちのスタッフが火災保険を取り上げるのが旬じゃないかというのだ…。そりやそうだばかりに、方向転換し、またまた約束を反故にしてしまったのだ。要するに、今回の脱線はうちのスタッフのせいなのである。とは言っても、人々私は時代遅れや実態にそぐわないルールや規則や法律や前例や常識などなど、「どうでもいい」と思っている。もちろん平時であれば一定のルールなどは社会生活の平穡を維持するために必要であることは否めないが、問題はそれらが緊急事態や環境の変化などに適応できずに、むしろ足かせになってしまうことがあるからだ。そのどれもが一定の背景を元に人が作ったもので、時代は動いているし、人の考え方や常識レベルも変わっている。ならば、ルールや規則がおかしければ変えなければならないが、多くの場合、まずはルールや規則を変えてからでなければできないと言われることもある。何とも嘆かわしい限りだ…。そんなルールや規則などはぶつ壊してしまえ。

あらっ…!発言がだんだん過激になってきたようだが、私はいったい何を言いたいのだろうか…。何だか、脱線した言い訳をしているように聞こえてしまうだろうが、柔軟に方向性を変えるということは、このエー・クラス「生活知恵袋」が読者の皆様にタイムリーな情報を届けるのが「使命」という点で今回のテーマ変更は、当然のことなのだ。

やっぱりいい訳じゃねえか…?

- ①全く対象にならなかつた
- ②一部のみの支払いだけだつた
- ③給湯器の交換費用の全額が対象となつた
- ④保険の対象にならずに、高額な支出を余儀なくされた方々は何ともやるせない気持ちだつたに違ひない。これらの結果には、何が

暴風雪→停電→凍結防止機能停止→給湯器配管凍結→給湯器破損に至つたが、結果として当然にお湯は使えず、お風呂に入れないと、影響ももたらした。銭湯や温泉施設が大混雑していたようだが、某家族は親子4人で温泉施設に行つたら2000円以上もかかってしまったと嘆いていた…。暖房機も使用できずに、まさに身も心も凍るような思いをされた方も多かつたに違いない。

夏場の停電であれば、電気の復旧さえすれば元の生活に戻れるところだが、氷点下の気温は多くの給湯器を破壊してしまった。その損害額は、一部配管の修理のケースでは数万円で済んだが、給湯器そのものを交換するケースでは数十万円、それ以上のケースもあったようだ。その給湯器全損の被害に対し、誰もが真っ先に考えたのが「火災保険」だ。しかし、事はそう簡単ではなかった。被害の態様によっても違うが、契約内容によって、その命運は違っていたのである。その結果は、

つぶやき
がんちゃんの

生活に何かと役立つ連載コラム

生活知恵袋

せいいかつちえぶくろ

Vol. 141

●被害状況



こちら

保険と暮らしの相談センター

“ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えております。現在ご加入中の火災保険でしっかりと対応できますか?ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

TLS 株式会社 トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 営業時間 / 9:30~18:00

(土・日・祝日は9:30~17:00)

● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>



詳細はホームページでもご覧いただけます。

どう影響しているのか、ここはしっかりと証し、今後の備えを改めて考えておかなければならぬ。結果はどうあれ、この先にどう備えるかが重要で、被害に遭われた方だけではなく、幸い被害を免れた方にとっても明日は我が身かもしれない。

● 火災保険の補償内容

火災保険の補償内容は保険会社によって全く同一という訳ではないものの、基本項目はほぼ一緒だ。ただし、それぞれの契約が同一の補償範囲か、とそうではない。今回、被害に遭つて保険の適用外だった方の中には、加入はしているもののその内容を理解していなかつたというケースも少なくなかつたのではないか…。新築の際に、金融機関から火災保険への加入を義務付けられ、加入すること 자체が目的化しており、補償内容には頓着が無かつたという方も少なくない。先ずは、その基本の補償項目を確認してみよう。

- ① 火災・落雷破裂・爆発
- ② 風災・ひょう災・雪災
- ③ 盗難
- ④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突
- ⑤ 給排水設備からの漏水による水濡れ
- ⑥ 水災
- ⑦ 破損・汚損
- ⑧ 不測かつ突然的な事故
- ⑨ 住宅設備機器の電気的・機械的な事故による故障
- 以上9項目を挙げてみたが、基本の補償項目とは言つても、この

対象	基本補償							地震
	火災・落雷・爆発	風災・雪災	盗難	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	水漏れ	水災	破損・汚損	
建物								
家財								

全てが補償されているわけではない。殆ど保険会社がこれらの補償内容をワイド、ペシック、エコノミーなどとしてバーテン化している。さらには、⑥⑦⑨番の「水災」、「破損・汚損」、「電気的・機械的事故」などは選択可能だたり、特約（オプション）としている保険会社もある。別表を利用し、それぞれの加入内容を点検していただきたい。

● 給湯器等の凍結による補償は

では、今回の給湯器等の損壊に対し、保険適用できるのはどの部分かを見てみよう。保険会社によっての対応の違いもあったようだが、多くの場合、5番の「給排水設備からの漏水による水漏れ」、7番の「破損・汚損」、9番の「住宅設備機器の電気的・機械的な事故による故障」、そして、基本項目にはないが特約の「水道管の凍結修理費用」（多くの場合10万円が限度）、これらで何らかの対応が出来たようだ。この度の停電をきっかけとした給湯器等の凍結による損害の命運は、これらの補償があつたかどうかによる。さらには新築後、長期間が経過し、契約時期によっては特約そのものが存在しないため補償できないケースもあつたようだ。保険そのものの補償内容、契約した時期を含め加入している火災保険・共済の内容を改めてチェックしておく必要がある。災害は、また何時やつてくるか分からぬ。

ここで、改めて考えてみよう。この度の被害に至るまでの重なった条件と被害実態を契約者は予測できていたかどうかを…。暴風雪が招いた停電、しかしそれだけでは給湯器の被害はなかつたはずだし、その時の氷点下の気温などが重なって発生したもので、給湯器の破損という結果は多くの方が想定していなかつたのではないだろうか…！？

近年の地球規模での気象変動による大規

模災害は、50年に一度の災害などと表現されているが、「50年に一度」が毎年どこかで起きているような気がする。もしかしたら、この度の強烈な寒波による暴風雪も地球温暖化の影響なのかもしれない。であれば、今後再び起ることも視野に入れ、改めての火災保険・共済のチェックと防災対策の強化を図らなければならない。今回の災害に学び、被害そのものの回避や軽減方法を考え、併せて保険・共済の点検をする機会としたいのだ。

● 災害非常時に備える

この度の給湯器等の凍結による損壊は水点下での停電により凍結防止機能がダウンしたためだが、未然に防ぐことは出来なかつたのだろうか…？専門家に聞いてみると、今回は停電によるものだが、停電で凍結防止機能も働かない場合は給湯器内の水抜きをすることが一番だそうである。いわゆる水が入ってなければ凍ることはないということだ。また、停電が早めに復旧しそうな時などは、水道の蛇口をお湯の方に回し流しつばなしにしても効果はあるといふ。流れのある水は凍りにくいという。しかし、長時間に及ぶ場合は水道料金も馬鹿にならないし、水抜きが最善であることは言うまでもない。また、停電していくても、長期間不在にする時は凍結の危険性があるという。いずれにしても未然の凍結防止策として心得ておきたいものだ。また、冬期の停電時には暖房の殆どが使えなくなってしまう。反射ストーブやカセットガスヒーター、カセットコンロなどは災害用として最低限準備しておきたいものだ。

● 来月号は

さて、どうしようかなあ…。

